

平成 22 年 11 月 11 日

資 料

(資 産 課 税)



目 次

1. 相続税

- (1) 現状 P 1
- (2) 見直しの方向性 P 7

- 2. 若年世代への資産移転の促進（贈与税） P 13

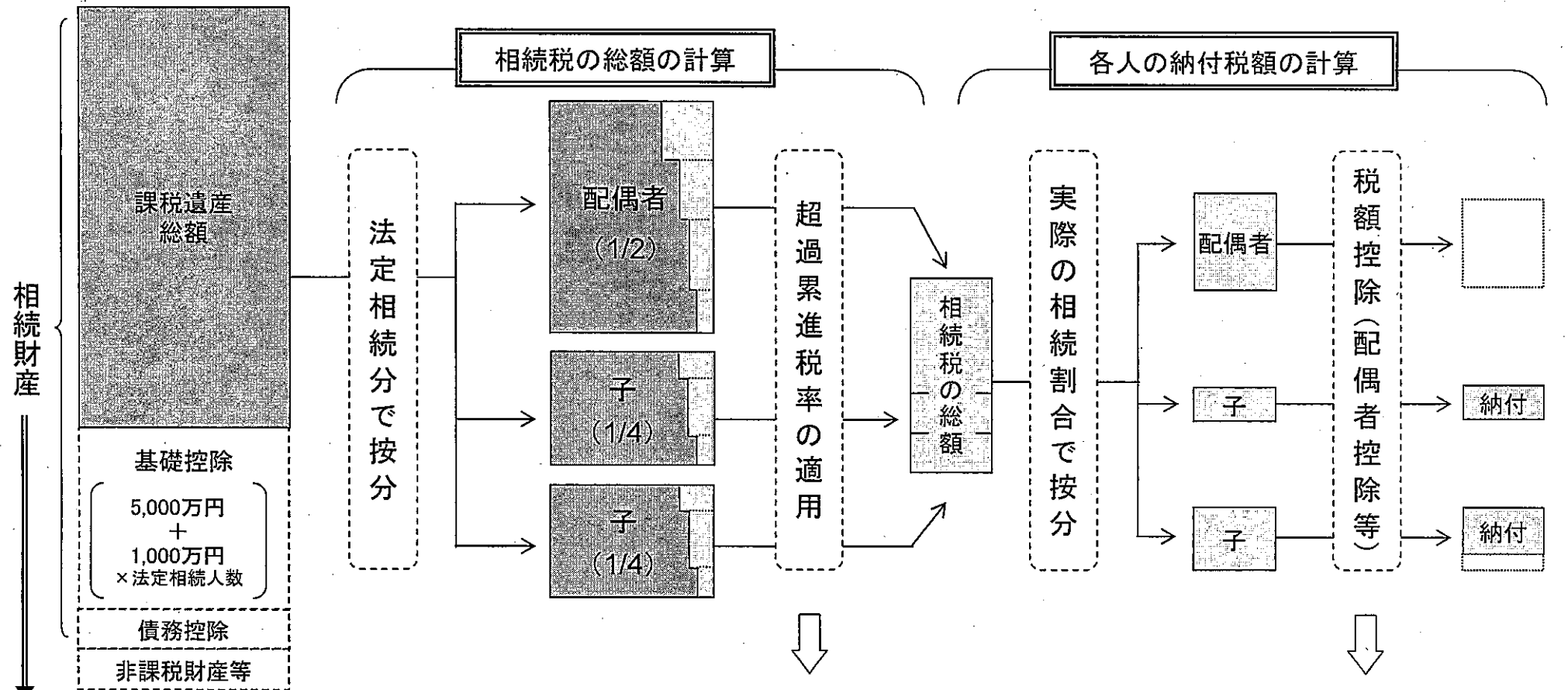


1. 相続税

(1) 現状

- ・ 課税割合及び税収の低下
- ・ 相続税の負担割合の低下
- ・ 相続税課税による格差改善度の低下
- ・ 平成 22 年度税制改正大綱等

相続税の概要



相続財産の内訳 (平成20年分)

・土地	5.8兆円 (49.6%)
・有価証券	1.6兆円 (13.3%)
・現金・預貯金等	2.5兆円 (21.5%)
・その他の財産 (家屋・構築物、生命保険金等)	1.8兆円 (15.7%)
合計	11.8兆円

(参考) 債務控除額：1.2兆円

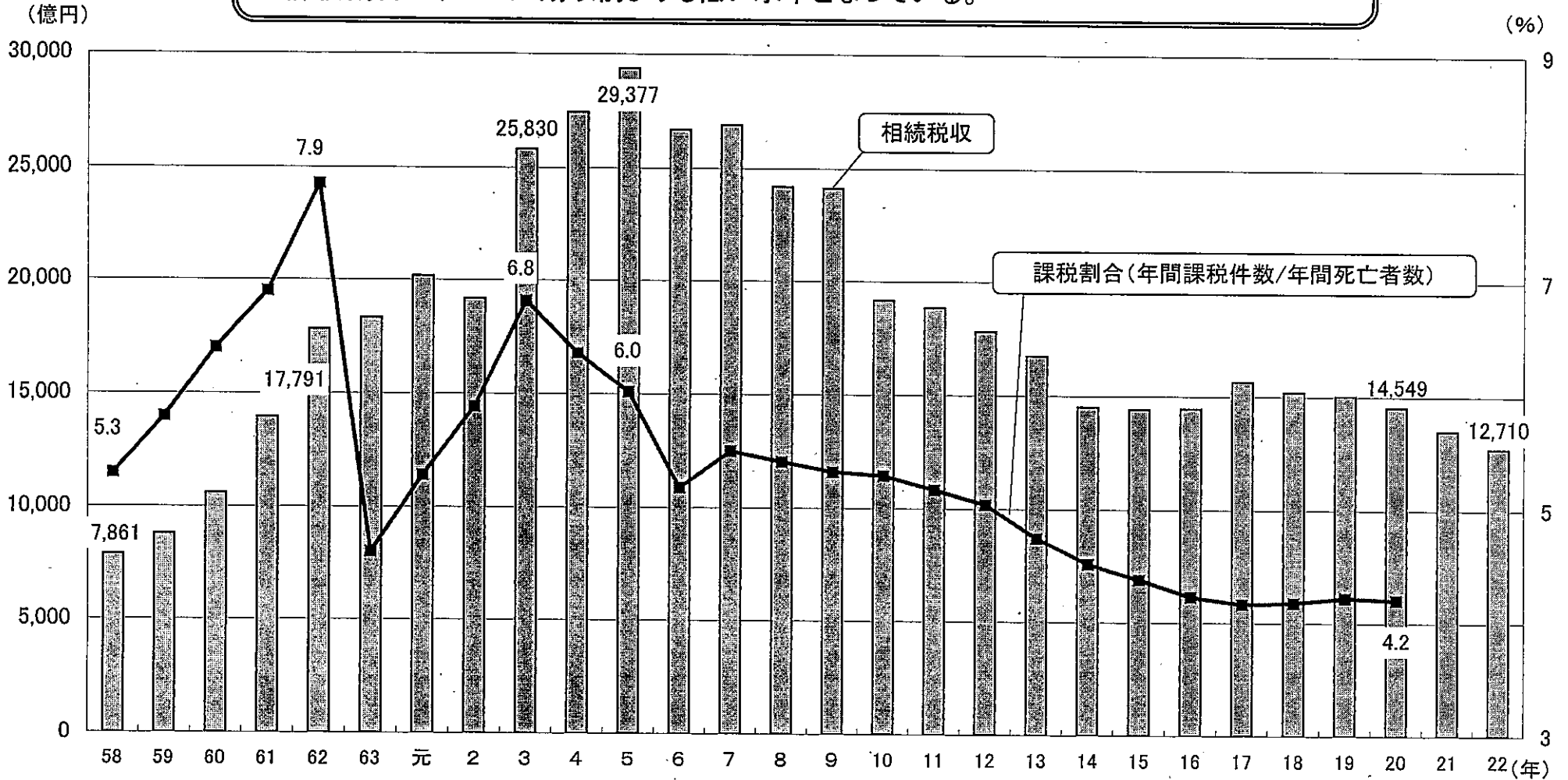
各法定相続人の取得金額	税 率
～ 1,000 万円 の部分	10 %
～ 3,000 万円 "	15 %
～ 5,000 万円 "	20 %
～ 1 億円 "	30 %
～ 3 億円 "	40 %
3 億円超 "	50 %

6 段階

- 配偶者控除
配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除
 - 未成年者控除
「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除
- 等

相続税の課税割合及び税収の推移

バブル期以後は、相続税の課税割合及び税収とも減少傾向にあり、足元では、課税割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。

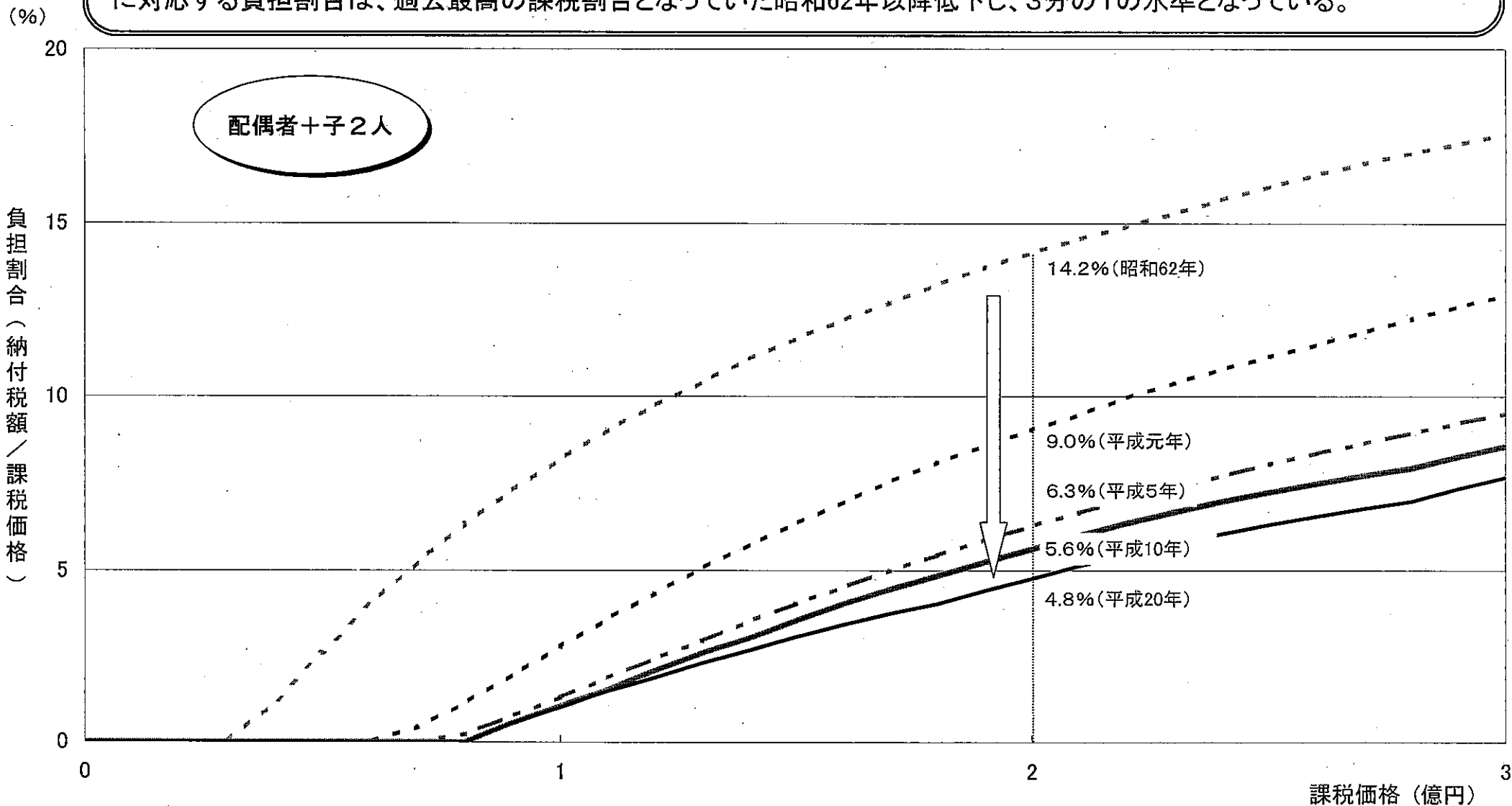


(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成21年度以前は決算額、平成22年度は補正後予算額(案))。

(注2) 課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

相続税の負担割合の推移

個々の納税者ベースで見た負担割合も低下しており、課税価格2億円(参考:平成20年における平均課税価格:2.2億円)に対応する負担割合は、過去最高の課税割合となっていた昭和62年以降低下し、3分の1の水準となっている。



(注) 法定相続分により相続したのものとして納付税額を計算し、負担割合を算出。

相続税課税による格差改善度の推移

相続税課税による格差改善度は、平成6年から平成16年にかけて低下しており、資産の再分配機能の低下が伺える。

	遺産に係るジニ計数 〔0から1の数値により分配の偏りを示すもの。 数値が大きいほど分配の偏りが大きい。〕		
	平成6年	平成11年	平成16年
①相続税課税前	0.6701	0.6264	0.5838
② " 後	0.6468	0.6046	0.5660
課税による改善度 (①-②)	233bp	218bp	178bp

改善度の低下

- (備考) 1. ジニ計数の算定の基となる遺産額の推計は、「国税庁統計年報書」、「全国消費実態調査」(総務省統計局)及び租税特別措置等に係る国税庁調べによる。
 2. ジニ計数の算定の基となる死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。
 3. 1bpは1/10,000である。

平成22年度税制改正大綱（抄）

〔平成21年12月22日
閣議決定〕

第3章 各主要課題の改革の方向性

5. 資産課税

（1）相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていきます。

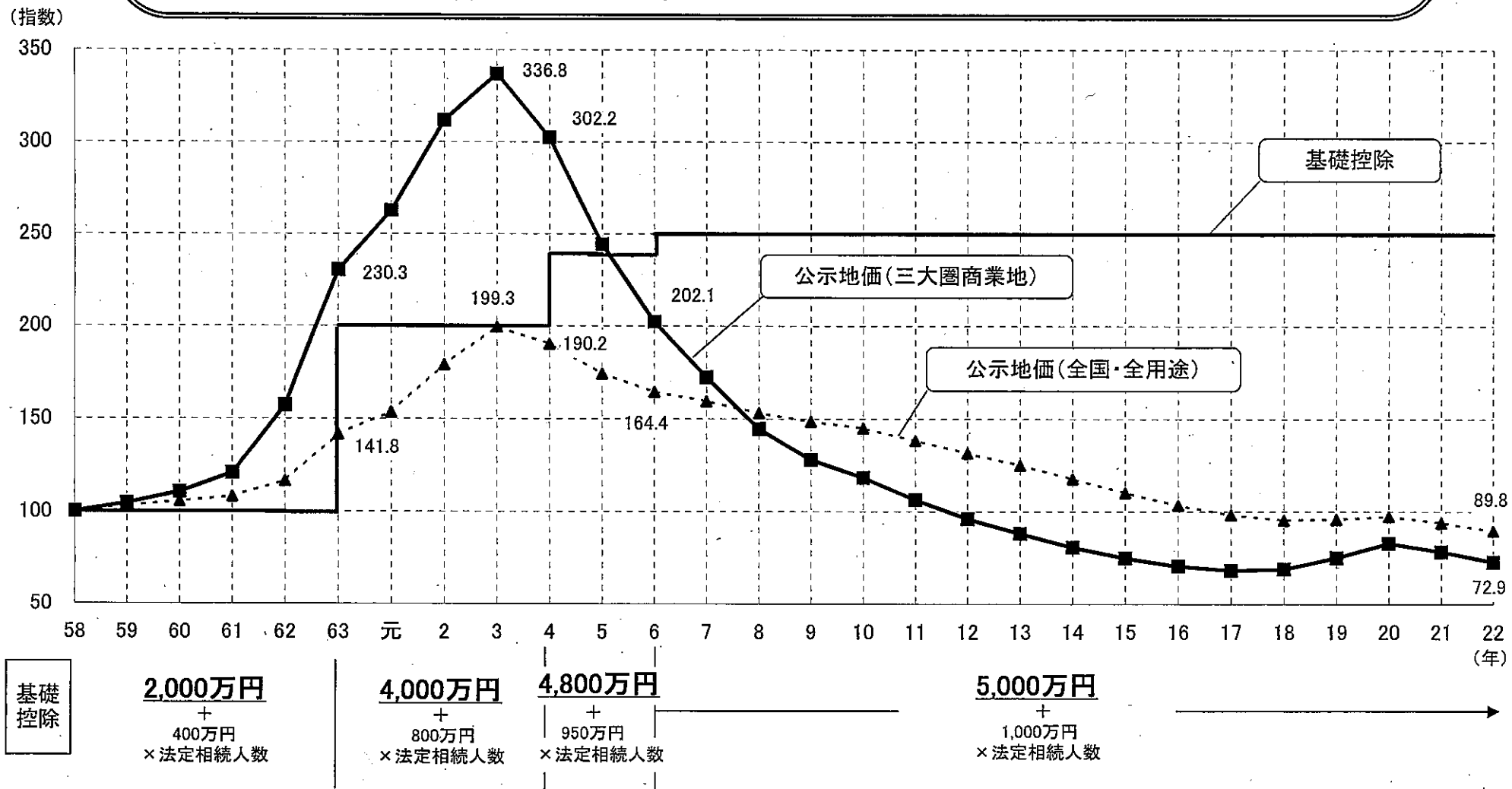
(2) 見直しの方向性

- 以上の相続税を巡る現状及び平成 22 年度税制改正大綱に明記されている相続税の資産再分配機能の回復・格差是正の必要性を踏まえれば、以下の課題に取り組むことが必要。
 - ① 基礎控除（現行：5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人数）の引下げを通じた課税ベースの拡大（P 8～P 10）
 - ② 税率構造の見直し（P 11）

- 課税ベース拡大の一環として、課税の適正化の要請も踏まえ、
 - ③ 死亡保険金等に係る非課税枠（500 万円×法定相続人数）の見直し（P 12）にも取り組んでいく必要。

地価公示価格指数と基礎控除（58年=100）の推移

現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰による相続財産の価格上昇に対応して、負担調整を行うために引き上げられてきたもの。その後の地価下落にもかかわらず、据え置かれている。したがって、地価動向の推移に対応して基礎控除の水準を引き下げることにより、相続税の資産再分配機能を回復することが課題となっている。

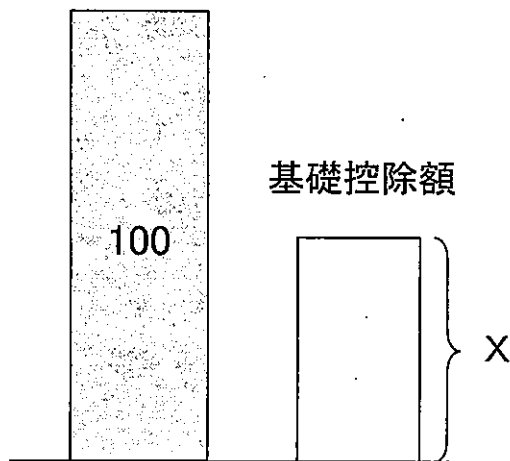


相続税の見直しの方向性①(基礎控除)

具体的な基礎控除のあるべき水準を考えるに当たっては、過去の税制改正時からの地価水準等の変動状況を踏まえ、これに対応して基礎控除を見直すことが考えられる。

過去の税制改正時

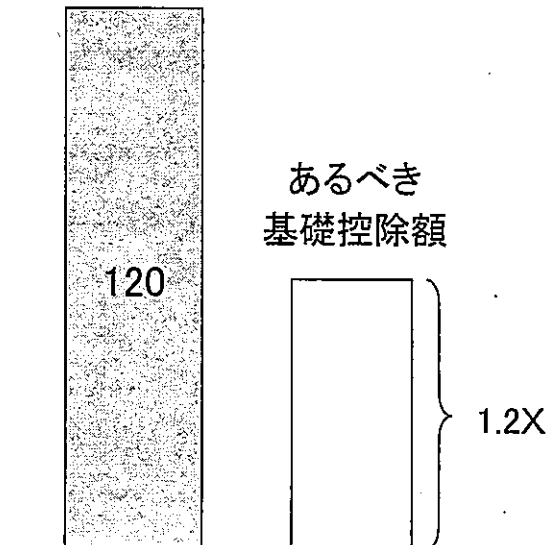
地価等の水準



平成23年度改正時

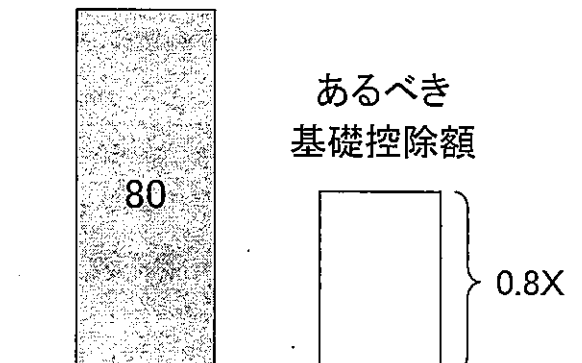
〔ケースA〕

地価等の水準



〔ケースB〕

地価等の水準



地価等の水準の変動に対応する基礎控除額の機械的試算

過去の改正時点における基礎控除を現時点(足元)における価格水準に対応し機械的に調整。

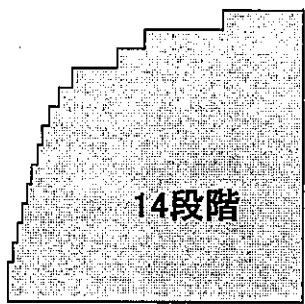
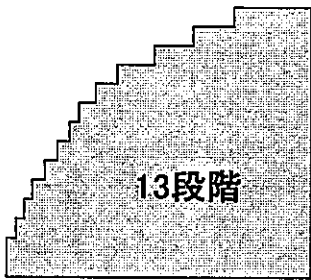
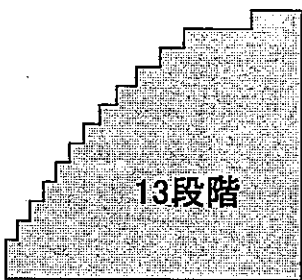
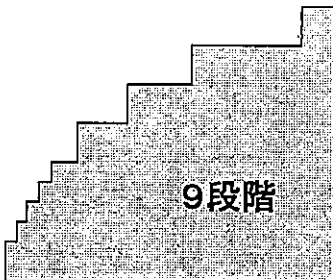
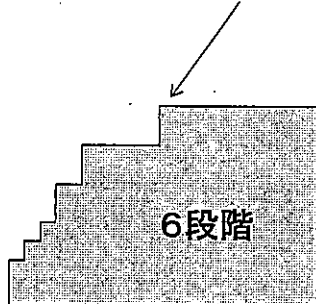
改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動			平均 ②	$\frac{\text{①} \times \text{②}}{100}$
		改正当時		足元 〔物価:H21 地価:H22〕		
平6年	5,000万円	地価	100	54.6	77.1	3,900万円
		物価	100	99.5		
平4年	4,800万円	地価	100	47.2	74.3	3,600万円
		物価	100	101.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	63.3	87.8	3,500万円
		物価	100	112.3		
昭50年	2,000万円	地価	100	133.9	157.0	3,100万円
		物価	100	180.1		

(注)地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。

相続税の見直しの方向性②(税率構造)

税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっている。

したがって、税率構造の見直しを図ることで資産再分配機能を回復させることが考えられる。

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	<p>5億円超 (最高税率 75%)</p>  <p>14段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>13段階</p>	<p>10億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>13段階</p>	<p>20億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>9段階</p>	<p>3億円超 (最高税率 50%)</p>  <p>6段階</p>

<p>〔参考〕 過去の税率構造を復活させた場合の増収額 (注)</p>	+0.8兆円程度	+0.5兆円程度	+0.2兆円程度	+0.1兆円程度
---	----------	----------	----------	----------

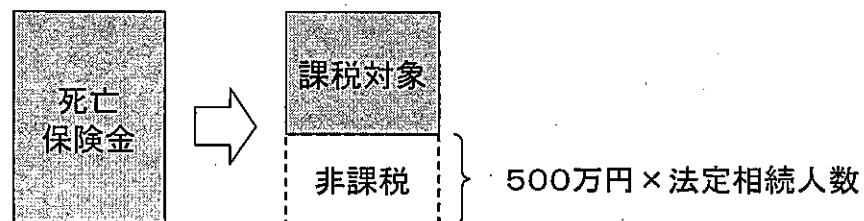
(注) 平成20年分の課税実績(課税件数、課税価格)を用い、基礎控除は現行の水準(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)としたままで、当時の税率構造によった場合の機械的試算。

相続税の見直しの方向性③(死亡保険金等に係る相続税の非課税)

〔制度の概要・趣旨〕

○制度の概要

相続人が取得した死亡保険金・死亡退職金については、それぞれ、500万円×法定相続人数が非課税となる。



○制度の趣旨

貯蓄の増進（死亡保険金のみ）、被相続人の死後における相続人の生活の安定等を考慮

○課税件数（平成20年分）

- ・死亡保険金：10,997件（22.9%※）
- ・死亡退職金：3,689件（7.7%※）

※課税件数48,016件に占める割合

○減収額（平成20年度）

700億円程度

〔問題点〕

- ① 制度創設（死亡保険金：昭和26年、死亡退職金：昭和27年）後の累次の改正により、相続税には相応の基礎控除が措置されている中、本制度の今日的妥当性についてどのように考えるか。
- ② 様々な金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ他の商品にはない特別の取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えるか。

〔参考〕会計検査院からの指摘

（平成18年度決算検査報告）

「死亡保険金の非課税措置については、高所得者も適用しており、節税目的と思慮されるものも見受けられる」

2. 若年世代への資産移転の促進（贈与税）

○ 現状

- ・ 被相続人の年齢の上昇
- ・ 高齢者が保有する資産割合の高まり

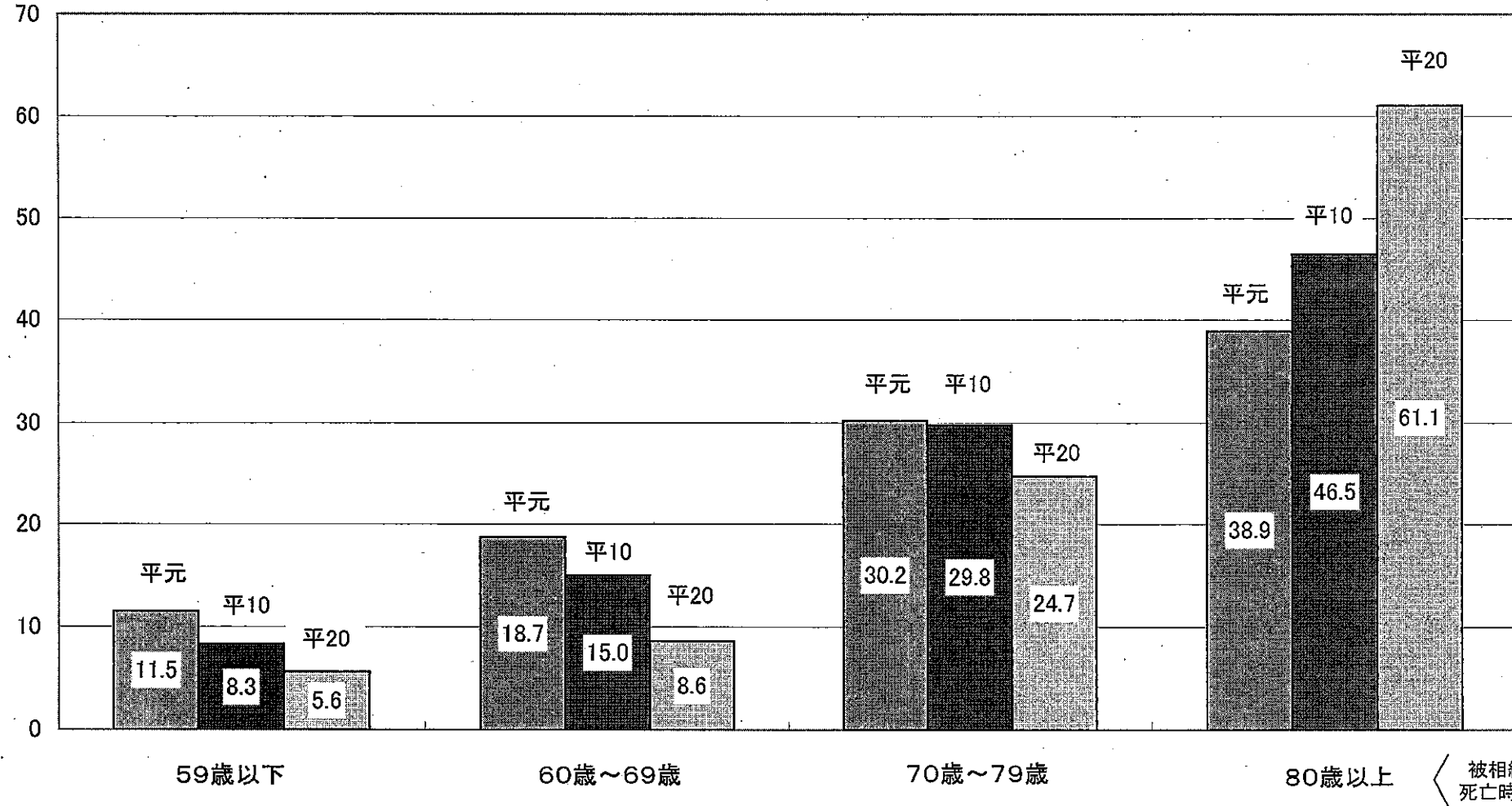
○ 見直しの方向性

- ① 若年世代に対する贈与税の税率構造の緩和（P 19）
- ② 相続時精算課税の若年世代への拡大（P 20）

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。

〈構成比〉
(%)



〔子の年齢は、
20歳代以下が想定される〕

〔子の年齢は、
30歳代が想定される〕

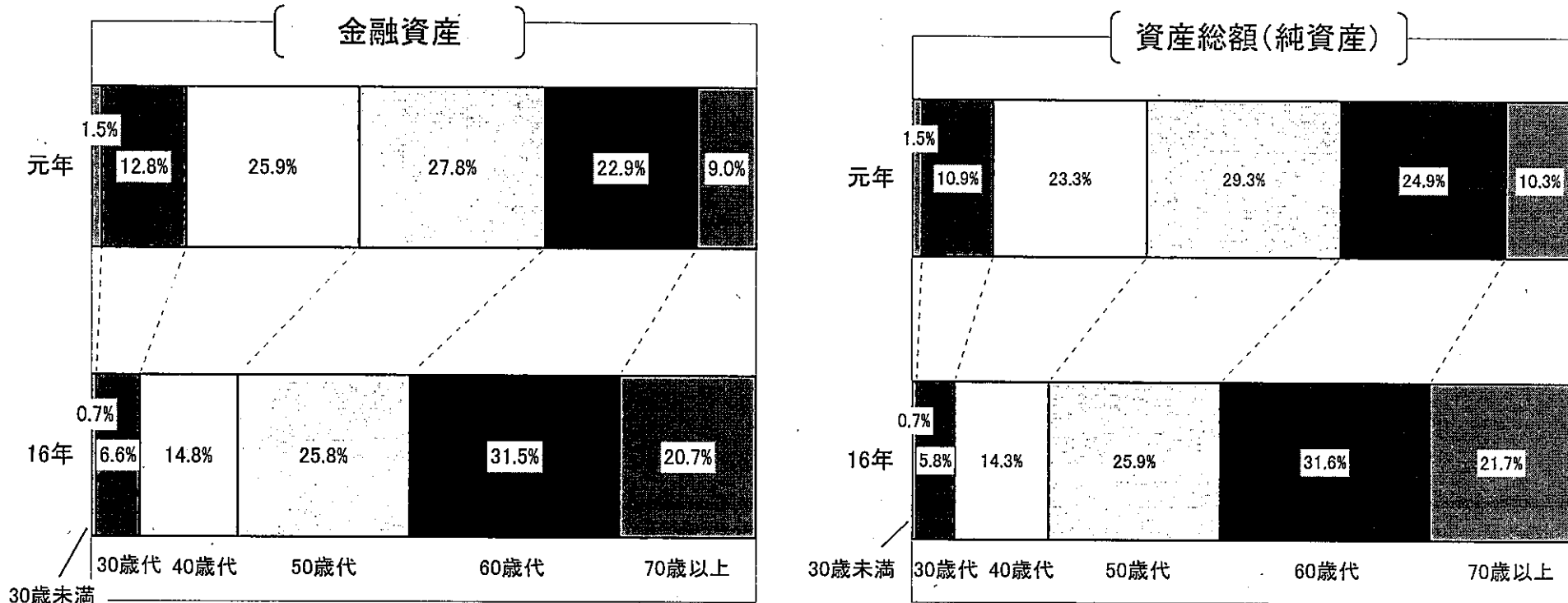
〔子の年齢は、
40歳代が想定される〕

〔子の年齢は、
50歳代以上が想定される〕

(注) 主税局調べ。

世帯主の年齢階級別資産残高の分布の推移

高齢化の進展や資産移転時期の高年齢化に伴い、高齢者層が保有する資産の割合が高まってきている。潜在的消費意欲の強い若年世代への資産の移転により、その有効活用を通じて経済活性化に資するとの観点からは、相続税の基礎控除の引下げや税率構造を見直すとともに、贈与税についても見直していくことが考えられる。



(注) 1. 総務省「全国消費実態調査」(2人以上の世帯)により作成。

2. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

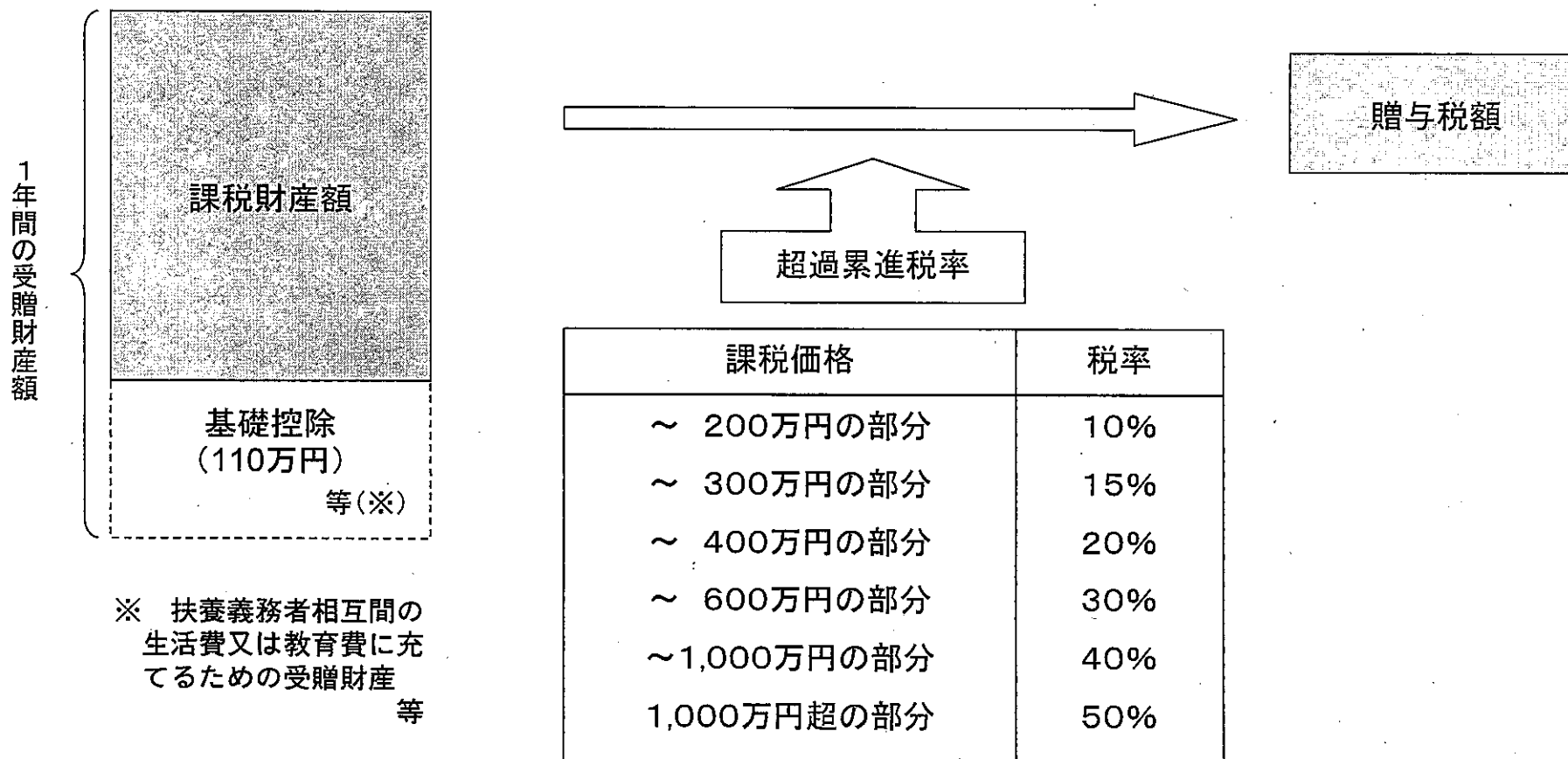
3. 「資産総額」は、金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)の合計。

4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産(H16年のみ)の合計。

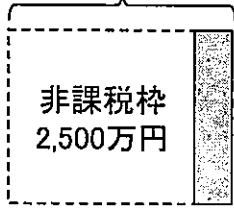
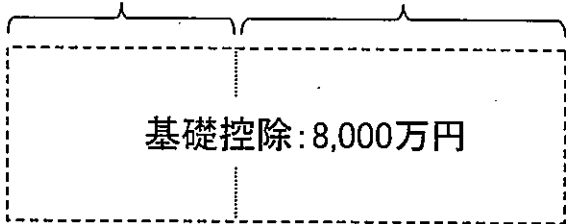
贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。従来からの「暦年課税」の他に、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から「相続時精算課税」が導入されている。

1. 暦年課税の概要



2. 相続時精算課税の概要(平成15年度創設)

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、5,000万円を遺産として残す場合の計算例(配偶者+子2人)	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額: 3,000万円  非課税枠 2,500万円 税率 × 20% → 納付税額 100万円	納付税額 1,220万円
【相続時】	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 5,000万円  基礎控除: 8,000万円 → 無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	無税
		合計納税額	0円
			1,220万円

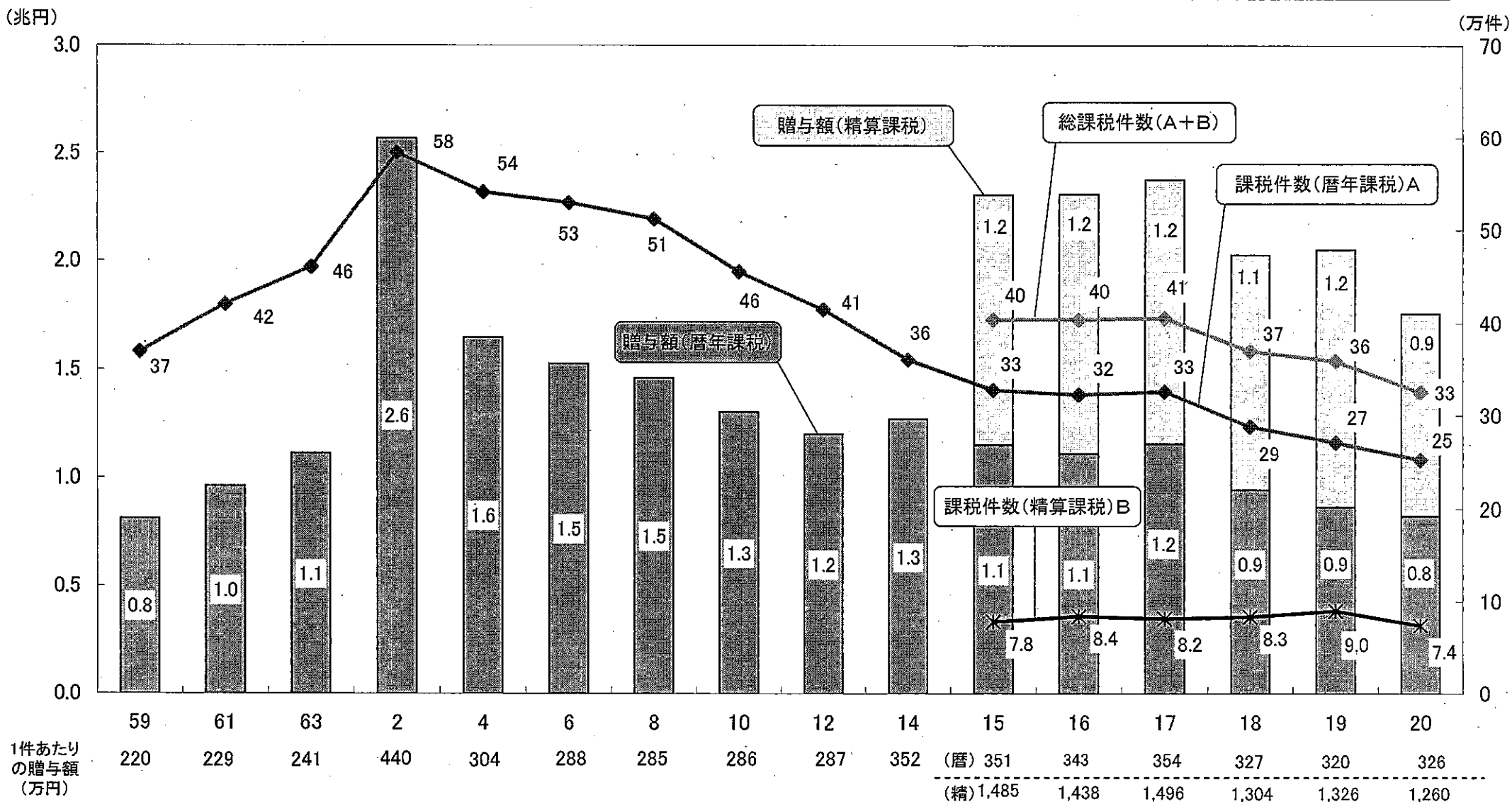
○ 相続時精算課税制度を選択できる場合

贈与者: 65歳以上の親

受贈者: 20歳以上の推定相続人

贈与税の課税状況の推移

相続時精算課税制度の導入により、一旦は課税件数及び贈与額が伸びたものの、足元では減少に転じている。



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

贈与税の見直しの方向性①(税率構造)

高齢者層への資産集中が進む一方、贈与税の税率構造は相続税の税率構造に比べ、相対的にきついものとなっている。

若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、相続税の見直しと併せて子や孫などの若年世代を受贈者とする贈与税の税率構造を緩和することが考えられる。

		昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造	(税率)			
	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)
50% となる 税率が 適用 開始	贈与税 (A)	800万円	1,000万円	1,000万円
	相続税 (B)	1億円	2億円	3億円
	比率 (A:B)	1 : 12.5	1 : 20	1 : 30

贈与税の見直しの方向性②（相続時精算課税の対象者）

現行制度上、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は贈与者の推定相続人に限られている。

若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続税の見直しと併せて相続時精算課税の対象者を広げることが考えられる。

○ 相続時精算課税制度を選択できる場合

贈与者：65歳以上の親

受贈者：20歳以上の 推定相続人



推定相続人は、子に限られており、孫は含まれていない。

